

一般社団法人屋久島観光協会 旅行業務取扱手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人屋久島観光協会（以下「協会」という。）が実施する旅行業務において、旅行者及び関係事業者から受領する取扱手数料その他の料金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、協会が旅行業法その他関係法令に基づき実施する次の業務に適用する。

1. 募集型企画旅行
2. 受注型企画旅行
3. 手配旅行
4. 宿泊、交通、体験プログラムその他観光サービスの手配業務
5. 前各号に附帯する相談、変更、取消その他の業務

(取扱手数料)

第3条 協会は、旅行業務の実施にあたり、次の取扱手数料を徴収することができる。

1. 手配手数料

宿泊施設、交通機関、ガイド、体験プログラムその他サービスの手配に係る手数料は、旅行代金又は手配総額の20%以内とする。

2. 企画手数料

旅行商品の造成、行程設計、見積作成、関係者調整等を伴う場合は、旅行代金又は見積総額の20%以内とする。

3. 変更手数料

旅行者又は依頼者の都合による変更については、1件につき20%以内の範囲で徴収することができる。

4. 取消手数料

取消に伴う事務処理については、実費及び事務手数料として1件につき20%以内の範囲で徴収することができる。

5. 特別手配料

緊急対応、営業時間外対応、大規模団体手配、海外送客その他特別な業務を伴う場合は、別途見積により定める。

(会員事業者との取引)

第4条 協会会員事業者との連携により実施する事業については、地域内経済循環及び継続的な送客体制の構築を目的として、前条の範囲内で別途協議のうえ手数料率を定めることができる。

(減免)

第5条 地域振興、教育旅行、行政連携事業、災害支援その他公益性が高いと会長が認める事業については、手数料の全部又は一部を減免することができる。

(公表)

第6条 旅行者その他の利用者に対しては、別に定める「旅行業務取扱料金表」により、事前に明示するものとする。

(旅行業約款との関係)

第7条 旅行者その他利用者との契約条件については、協会が別に定め、公表する標準旅行業約款及び旅行条件書によるものとする。

2 この規程は、協会内部における取扱手数料の設定及び事務処理の基準として適用する。

3 本規程の定めと標準旅行業約款その他関係法令の定めが抵触する場合は、標準旅行業約款及び関係法令を優先する。

(細則)

第8条 本規程に定めのない事項について、別途細則を定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

本規程は、令和8年6月5日より施行する。

旅 行 業 務 取 扱 料 金

国内旅行 手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20%以内
		個人（上記以外の場合）	1件につき旅行代金総額の20%以内(下限550円)
	宿泊券のみの場合	8人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の 20%以内
		個人（上記以外の場合）	1件につき旅行代金総額の20%以内
	運送機関のみの場合		1件につき旅行代金総額の20%以内(下限550円)
	その他体験メニュー		1件につき 旅行代金総額の20%以内
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき 33,000 円以内
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20 %以内
		個人（上記以外の場合）	1件につき旅行代金総額の20%以内(下限550円)
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき旅行代金総額の20%以内(下限550円)
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。）		1件につき旅行代金総額の20%以内(下限550円)
	その他体験メニュー		1件につき 旅行代金総額の20%以内
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 550 円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1件につき 20%以内 (下限550 円)
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1件につき 20%以内 (下限550 円)
	その他体験メニュー		1件につき 旅行代金総額の20%以内
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 550円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
 4 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区 分	内 容	料 金	
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（15分以上） 以降15分ごと	550円 550円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程 1 日につき	1,100円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り（運送機関と 宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金 旅行日程 1 日につき	1,100円 1,100円増
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1 件につき	1,100円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情 報提供	資料 1 部につき	110円
お客様の依頼による出張相談及び視察、取材対応		上記(1)から(5)までの料金に5,500円増	

(注) 上記料金には消費税が含まれています。

(注) 修学旅行等、大規模な手配の際には、当協会を通じて、島内の旅行業の資格を有するガイド会社に再委託をし、安心安全に楽しんでいただけるように手配をいたします。別途お電話及びメール等によりお問い合わせください。

キャンセル料

区分	取消料
(一) 募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行 にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降 に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%